

附置駐車施設の届出手続きについて

土木企画課

令和5年6月版

目 次

1 附置義務条例に基づく駐車場の設置及び届出の手続き

(1) 手続きの流れ-----	1 ~ 2
(2) 届出時期-----	2
(3) 届出に必要な書類-----	2 ~ 3
(4) 附置駐車施設の設置基準-----	3 ~ 5
(5) 荷捌きのための駐車施設の設置基準-----	5 ~ 7
(6) 附置義務台数の緩和（低減措置）-----	7 ~ 8
(7) 附置義務駐車施設の台数の計算例-----	9 ~ 10
(8) 駐車施設の設置規模-----	11
(9) 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の概要-----	12 ~ 13
(10) 注意事項-----	13

2 様式集

(1) 附置駐車施設設置（変更）届出書（第1号様式）-----	15
(2) 附置義務駐車施設の台数算定表（その1）----- （駐車場整備地区又は商業地域もしくは近隣商業地域の場合）	16
(3) 附置義務駐車施設の台数算定表（その2）----- （周辺地区の場合）	17
(4) 附置駐車施設設置（変更）特例承認申請書（第3号様式）-----	18
(5) 附置駐車施設使用承諾書（第4号様式）-----	19
(6) 公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書（第6号様式）-----	20
(7) 公共交通利用促進措置廃止届出書（第8号様式）-----	21
(8) 公共交通利用促進措置報告書（第9号様式）-----	22

3 参考資料

(1) 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例-----	24 ~ 31
(2) 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則-----	32 ~ 48

■凡 例

・ 条例-----長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（平成 5 年 3 月 29 日条例第 4 号）

・ 施行規則-----長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則（平成 5 年 3 月 31 日規則第 23 号）

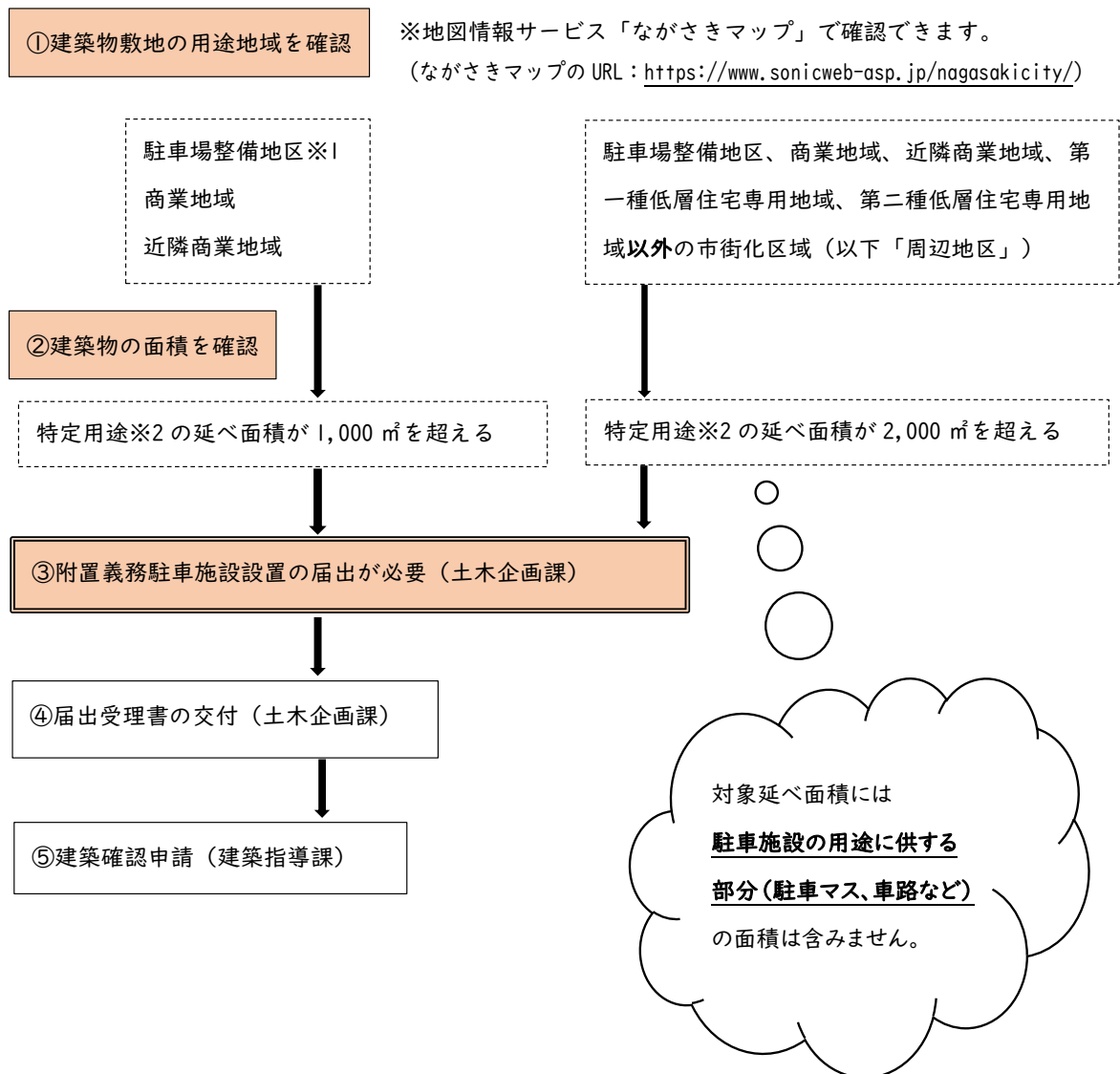
1 附置義務条例に基づく駐車場の設置及び届出の手続き

(1) 手続きの流れ

長崎市内で建築物を新築、増築や用途変更などを行うことで一定の要件を満たす場合、「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（以下、附置義務条例という。）」に基づく駐車施設の設置が義務付けられ、駐車施設の設置（変更）の届出が必要となります。

附置義務条例に基づく届出が必要な場合は次のとおりです。

1 手続きの流れ



※1 駐車場整備地区・・・商業地域、近隣商業地域及びその周辺の地域で自動車が著しく輻輳する地区で、円滑な道路交通を確保する必要がある地区（341ha）を都市計画で定めています。

※2 特定用途・・・自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で駐車場法施行令第18条で定められた次の用途をいいます。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場。

- ・一般公共の用に供する駐車場については、防犯カメラの設置などの防犯対策にご協力をお願いします。
- ・附置義務条例において、自転車及び二輪車の設置義務の規定はありませんが、路上駐輪防止などのため、駐輪場の確保についてもご協力をお願いします。

(2) 届出時期

- ・設置（変更）の届出にあたっては、建築確認申請前に届ける必要があります。
- ・届出から受理書の発行までに、通常1～2週間の期間がかかります。

※手戻りが生じないよう、必要に応じ事前に相談していただくようお願いします。

(3) 届出に必要な書類（次のア～ク及び参考資料を提出してください）

ア 附置駐車施設設置（変更）届出書（第1号様式P15参照）

イ 附置義務駐車施設の台数算定表（様式P16～17参照）

ウ 付近見取図

エ 配置図 スケール 1/200 以上

オ 各階平面図 スケール 1/200 以上

（※駐車マスの寸法を明示、車いす等利用者用及び荷捌き用駐車マスの明示）

カ 機械式駐車場の場合

（ア）仕様を示した図面

（イ）大臣認定書の写し

キ 敷地外で駐車場を確保する場合※

※建築物の敷地からおおむね 300メートル以内の場所に駐車施設の設置が可能です。

(ア) 附置駐車施設設置(変更)特例承認申請書(第3号様式P18参照)

(イ) 建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設の所有者が異なるときは、附置駐車施設使用承諾書(第4号様式P19参照)

ク 「公共交通機関の利用促進策の取組み」による低減措置を行う場合(百貨店その他の店舗の用途は対象外)

(ア) 公共交通利用促進措置計画(変更)承認申請書(第6号様式P20参照)

(イ) 通勤者に対する公共交通機関の利用促進に資する措置の内容が確認できる書類
※1

(ウ) 公共交通利用促進措置の全部又は一部を廃止しようとするときは、公共交通利用促進措置廃止届出書(第8号様式P21参照)

(エ) 公共交通利用促進措置報告書(第9号様式P22参照)※2

※1：通勤者とは、届出の建物内の従業員(正社員や契約社員、アルバイト・パート等の雇用契約を結んでいる者)を対象としています。また、設置(変更)の届出時に従業員の人数が確定していない場合は、計画している人数を記載した書類を提出してください。

※2：建築物が完成した年度より、毎年2月1日から3月31日までに提出してください。

届け出た内容を変更しようとするときは、ア及び当該変更に係る図書を添付して申請が必要です。(キの場合の変更は、(ア)が必要です)

《参考資料として次の資料も提出してください》

ア 求積図・求積表

イ 立面図

(4) 附置駐車施設の設置基準

附置義務駐車施設設置の届出が必要な場合の駐車台数の算定方法は以下のとおりです。なお、「附置義務駐車施設の台数算定表」(様式P16~17参照)に建物の面積等を入力することで算出できます。

「附置義務駐車施設の台数算定表」(Excelデータ)については、HPからダウンロードができます。

ア 附置義務台数の算定方法

(ア) 一般的な算定方法

建築物の各用途の延べ面積を基準値で除したそれぞれの合計（小数点以下は切り上げる。）の台数分の設置が必要です。

地区・地域	用途	基準値
駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	百貨店その他の店舗	150m ²
	その他の特定用途	250m ²
周辺地区	特定用途	250m ²

(イ) 中小規模建築物に対する緩和措置

延べ面積が6,000m²未満の場合は緩和率を（ア）により算出される台数に乗じて得た台数（小数点以下は切り上げる。）分の設置が必要です。

地区・地域	緩和率
駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	$1 - \frac{1,000 \times (6,000 - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \times \text{特定用途の延べ面積} - 1,000 \times \text{建築物の延べ面積}}$
周辺地区	$1 - \frac{6,000 - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

(ウ) 事務所の用途に供する大規模建築物に対する逓減措置

延べ面積が10,000m²を超える事務所については、駐車施設附置義務台数算定のための延べ面積が逓減されます。

事務所の用途の延べ面積	逓減延べ面積
10,000 m ² まで	事務所床面積（以下「S」）のまま
10,000 m ² 超～ 50,000 m ² まで	$10,000 + (S - 10,000) \times 0.7$
50,000 m ² 超～ 100,000 m ² まで	$10,000 + 40,000 \times 0.7 + (S - 50,000) \times 0.6$

100,000 m ² 超	$10,000 + 40,000 \times 0.7 + 50,000 \times 0.6$ $+ (S - 100,000) \times 0.5$
--------------------------	--

イ 増築、用途変更の場合

(ア) 対象となる建築物

増築、用途変更により、当該増築または用途変更後の建築物が「Ⅰ 手続きの流れ」の条件を満たすものが対象となります。

(イ) 附置義務台数の算定方法

増改築、用途変更後の建築物を新築とみなして算定した駐車施設の附置義務台数	A
増改築、用途変更前の延べ面積を対象として算定した駐車施設の附置義務台数	B
すでに設置されている駐車施設の台数	C

a B \geq C の場合

新たに附置しなければならない駐車施設の台数 A - B

b B < C の場合

新たに附置しなければならない駐車施設の台数 A - C

※届け出た内容を変更しようとするときは、附置駐車施設設置（変更）届出書（第Ⅰ号様式P15参照）及び当該変更に係る図書を添付して申請が必要です。

(5) 荷捌きのための駐車施設の設置基準

ア 新築の場合

(ア) 対象となる建築物とその規模

以下の条件を満たす場合は、荷捌きのための駐車施設の設置が必要です。

(ただし、敷地面積が1,000 m²未満の場合は対象外)

a 駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域の場合

⇒特定用途に供する部分の延べ面積が2,000 m²を超える

b 周辺地区の場合

⇒特定用途に供する部分の延べ面積が3,000 m²を超える

(イ) 附置義務台数の算定方法

α 一般的な算定方法

建築物の各用途の延べ面積を基準値で除したそれぞれの合計（小数点以下は切り上げる。）の台数分の荷捌き用駐車施設の設置が必要です。

地区・地域	用途	基準値
駐車場整備地区 商業地域	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	3,000㎡
	事務所の用途に供する部分	5,000㎡
	倉庫の用途に供する部分	1,500㎡
近隣商業地域	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く）に供する部分	4,000㎡
周辺地区	特定用途に供する部分	5,000㎡

β 中小規模建物に対する緩和措置

延べ面積が6,000㎡未満の場合は緩和率を（イ）αにより算出される台数に乗じて得た台数（小数点以下は切り上げる。）分の荷捌き用駐車施設の設置が必要です。

基準値	緩和率
6,000㎡未満	$1 - \frac{6,000 - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

γ 事務所の用途に供する大規模建築物に対する逓減措置

延べ面積が10,000㎡を超える事務所については、駐車施設附置義務台数算定のための延べ面積が逓減されます。

事務所の用途の延べ面積	逓減延べ面積
10,000㎡まで	事務所床面積（以下「S」）のまま
10,000㎡超～ 50,000㎡まで	$10,000 + (S - 10,000) \times 0.7$
50,000㎡超～ 100,000㎡まで	$10,000 + 40,000 \times 0.7 + (S - 50,000) \times 0.6$
100,000㎡超	$10,000 + 40,000 \times 0.7 + 50,000 \times 0.6 + (S - 100,000) \times 0.5$

イ 増築、用途変更の場合

(ア) 対象となる建築物

新築の場合と同様にア（ア）の地区・区域内において、増築、用途変更により、当該増築または用途変更後の建築物がア（ア）の条件を満たすものが対象となります。

(イ) 附置義務台数の算定方法

増改築、用途変更後の建築物を新築とみなして算定した荷捌き用駐車施設の附置義務台数	A
増改築、用途変更前の延べ面積を対象として算定した荷捌き用駐車施設の附置義務台数	B
すでに設置されている荷捌き用駐車施設の台数	C

a $B \geq C$ の場合

新たに附置しなければならない荷捌き用駐車施設の台数 $A - B$

b $B < C$ の場合

新たに附置しなければならない荷捌き用駐車施設の台数 $A - C$

(6) 附置義務台数の緩和（低減措置）（百貨店その他の店舗の用途は除く）

ア 公共交通機関の利用促進策の取り組みを行う場合

従業員の自家用車通勤の抑制策の取り組みを実施する場合は、附置義務台数施設の台数を低減します。

公共交通利用促進措置		低減措置(低減台数)
従業員に対する公共交通利用の促進	自家用車等での通勤割合が20%以下	附置義務台数×20%
	自家用車等での通勤割合が30%以下	附置義務台数×10%

※当該規定の適用（変更を含む）を受けるには、あらかじめ、公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書（第6号様式P20参照）に通勤者に対する公共交通機関の利用促進に資する措置の内容が確認できる書類（以下、「公共交通利用促進計画」という。）を添付して申請が必要です。

また、継続して低減措置を受けるには、建築物が完成した年度より、毎年2月1日から3月31日までに公共交通利用促進措置報告書（第9号様式P22参照）に公共交通利用促進計画を添付して提出が必要です。

イ 都市再生緊急整備地域内の場合

都市再生緊急整備地域※（令和2年9月指定）において、建築物を新設等する場合には、附置義務駐車施設の台数を低減します。

※都市再生緊急整備地域の範囲は長崎市ホームページで確認できます。

(URL) <https://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/660000/668300/p032665.html>

【低減措置台数（低減台数）】

- 低減台数＝附置義務台数×10%

ウ 二輪車等駐車場施設を設置する場合

二輪車等駐車場施設（自転車含む）を建物内又は敷地内に設置する場合は、附置義務駐車施設の台数を低減します。

【低減措置台数（低減台数）】

- 二輪車等駐車場5台設置につき附置義務台数を1台低減

※二輪車等駐車場の規模が1台につき幅0.8メートル以上、奥行1.9メートル以上のものに限る。

(7) 附置義務駐車施設の台数の計算例

ア 延べ面積 4,500 m²の事務所ビル（駐車場整備地区）の場合

附置義務台数 17 台（うち荷捌き駐車台数 1 台）

● 駐車施設の附置

$$4,500 \text{ m}^2 \div 250 \text{ m}^2 / \text{台} = 18.00 \text{ 台} \cdots \cdots \textcircled{1}$$

中小規模建築物（6,000 m²以下）の緩和

$$1,000 \times (6,000 - 4,500)$$

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{1,000 \times (6,000 - 4,500)}{6,000 \times 4,500 - 1,000 \times 4,500} = 0.93 \cdots \cdots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = 18.00 \times 0.93 = 16.7 \rightarrow 17 \text{ 台（切り上げ）}$$

○ 荷捌きのための駐車施設の附置

$$4,500 \text{ m}^2 \div 5,000 \text{ m}^2 / \text{台} = 0.90 \text{ 台} \cdots \cdots \textcircled{1}$$

中小規模建築物（6,000 m²以下）の緩和

$$6,000 - 4,500$$

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{6,000 - 4,500}{2 \times 4,500} = 0.83 \cdots \cdots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = 0.90 \times 0.83 = 0.75 \rightarrow 1 \text{ 台（切り上げ）}$$

イ 延べ面積 4,500 m²の事務所ビル（駐車場整備地区）で以下の低減措置を講じた場合

（低減措置 A） 自家用車等での通勤割合が 20%以下

（低減措置 B） 都市再生緊急整備地域内である

（低減措置 C） 二輪車等駐車場を 5 台設置する

附置義務台数 12 台（うち荷捌き駐車台数 1 台）

● 駐車施設の附置

$$4,500 \text{ m}^2 \div 250 \text{ m}^2 / \text{台} = 18.00 \text{ 台} \cdots \cdots \textcircled{1}$$

中小規模建築物（6,000 m²以下）の緩和

$$1,000 \times (6,000 - 4,500)$$

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{1,000 \times (6,000 - 4,500)}{6,000 \times 4,500 - 1,000 \times 4,500} = 0.93 \cdots \cdots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = 18.00 \times 0.93 = 16.7 \rightarrow 17 \text{ 台（切り上げ）}$$

$$\text{低減措置 A} = 17 \text{ 台} \times 20\% = 3.4 \rightarrow 3 \text{ 台（切り捨て）}$$

$$\text{低減措置 B} = 17 \text{ 台} \times 10\% = 1.7 \rightarrow 1 \text{ 台（切り捨て）}$$

低減措置 C = 1 台

$$\text{附置義務台数} = 17 \text{ 台} - 5 \text{ 台} = 12 \text{ 台}$$

○荷捌きのための駐車施設の附置

$$4,500 \text{ m}^2 \div 5,000 \text{ m}^2 / \text{台} = 0.90 \text{ 台} \cdots \cdots \textcircled{1}$$

中小規模建築物（6,000 m²以下）の緩和

$$6,000 - 4,500$$

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{6,000 - 4,500}{2 \times 4,500} = 0.83 \cdots \cdots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = 0.90 \times 0.83 = 0.75 \rightarrow 1 \text{ 台 (切り上げ)}$$

ウ 延べ面積 15,000 m²の商業ビル（駐車場整備地区）の場合

附置義務台数 100 台（うち荷捌き駐車台数 5 台）

●駐車施設の附置

$$15,000 \text{ m}^2 \div 150 \text{ m}^2 / \text{台} = 100 \text{ 台}$$

○荷捌きのための駐車施設の附置

$$15,000 \text{ m}^2 \div 3,000 \text{ m}^2 / \text{台} = 5 \text{ 台}$$

エ 延べ面積 18,000 m²の商業ビル（周辺地区）の場合

附置義務台数 72 台（うち荷捌き駐車台数 4 台）

●駐車施設の附置

$$18,000 \div 250 \text{ m}^2 / \text{台} = 72 \text{ 台}$$

○荷捌きのための駐車施設の附置

$$18,000 \text{ m}^2 \div 5,000 \text{ m}^2 / \text{台} = 3.6 \rightarrow 4 \text{ 台 (切り上げ)}$$

(8) 駐車施設の設置規模

- ア 一般的な乗用車のための駐車ますは 1 台当たり 2.3m×5.0m以上の大きさとし、設置台数は条例で定める附置義務台数以上としてください。
- イ 車いすを使用する方などのための駐車ますは 1 台当たり 3.5m×5.0m以上の大きさとし、附置義務対象のすべての建築物に 1 台以上設置してください。
- ウ 荷捌き用の駐車ますは 1 台当たり 3.0m×7.7m以上、はり下の高さ 3.0m以上とし、設置台数は条例で定められる附置義務台数以上としてください。
- エ 車いす利用者等用及び荷捌き用の附置義務台数は附置義務駐車施設の台数に含まれます。

(9) 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の概要

地区	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域		周辺地区
建築物の種別	百貨店その他の店舗の用途	その他の特定用途	特定用途
駐車施設の設置が義務付けられる建築物の延べ面積	1,000m ² を超える	1,000m ² を超える	2,000m ² を超える
設置基準	150m ² に1台	250m ² に1台	250m ² に1台
中小規模建築物に対する緩和措置 (6,000m ² 未満)	$1 - \frac{1,000 \times (6,000 - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \times \text{特定用途の延べ面積} - 1,000 \times \text{建築物の延べ面積}}$		$1 - \frac{6,000 - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$
附置義務台数の緩和 (低減措置)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ①公共交通機関の利用促進策の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・自家用車等での通勤割合が20%以下 →附置義務台数×20%を低減 ②都市再生緊急整備地域内 <ul style="list-style-type: none"> ・附置義務台数×10%を低減 ③二輪車等駐車場の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・二輪車等駐車場5台設置につき附置義務台数を1台低減 	
荷捌きのための駐車場の設置が義務付けられる建築物の延べ面積	2,000m ² を超える	3,000m ² を超える	
	ただし、敷地面積1,000m ² 未満は除く		
荷捌きのための駐車場施設の設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店その他の店舗 3,000m²に1台 ・事務所 5,000m²に1台 ・倉庫 1,500m²に1台 ・上記の用途以外 4,000m²に1台 		5,000m ² に1台

地区	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	周辺地区
中小規模建築物に対する荷捌きのための駐車施設の緩和措置 (6,000㎡未満)	$1 - \frac{6,000 - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$	$1 - \frac{6,000 - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$
大規模建築物に対する緩和措置	事務所の用途に供する建築物に限り一部緩和 10,000㎡超 50,000㎡まで 床面積 30%免除 50,000㎡超 100,000㎡まで 床面積 40%免除 100,000㎡超 床面積 50%免除	
1台あたりの駐車マスの面積	①一般的な乗用車のための駐車マス 2.3m×5.0m 以上 ②車いす利用者等のための駐車マス 3.5m×5.0m 以上 ③荷捌きのための駐車施設 3.0m×7.7m 以上 はり下の高さ 3.0m 以上	
車いす利用者等の駐車施設の設置義務	建築物に附置すべき駐車施設のうち、少なくとも1台以上については、当該駐車施設に通ずる歩行者等の出入口からの距離ができるだけ近くなる位置に設置する。	
※条例で算出された駐車場の附置義務台数は、車いすを利用する方などの駐車施設及び荷捌きのための駐車施設の台数含む ※特定用途：自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で駐車場法施行令第18条で定められた用途をいう。(百貨店その他の店舗、事務所、病院、ホテル、工場など)		

(10) 注意事項

自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 ㎡以上の路外駐車場を建築する場合は、原則として、駐車場法施行令の技術的基準を満足させる必要があります。

詳しくは、「路外駐車場設置(変更)届出の手続きについて」の「1 路外駐車場設置(変更)届出の手続き・(4)路外駐車場の構造及び設備の適合の確認」をご参照ください。

さらに、500 ㎡以上の路外駐車場で、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法の規定による届出が義務づけられています。

詳しくは、「路外駐車場設置(変更)届出の手続きについて」をご参照ください。

2 様式集

(1) 附置駐車施設設置(変更)届出書(第1号様式) -----	15
(2) 附置義務駐車施設の台数算定表(その1) ----- (駐車場整備地区又は商業地域もしくは近隣商業地域の場合)	16
(3) 附置義務駐車施設の台数算定表(その2) ----- (周辺地区の場合)	17
(4) 附置駐車施設設置(変更)特例承認申請書(第3号様式) -----	18
(5) 附置駐車施設使用承諾書(第4号様式) -----	19
(6) 公共交通利用促進措置計画(変更)承認申請書(第6号様式) -----	20
(7) 公共交通利用促進措置廃止届出書(第8号様式) -----	21
(8) 公共交通利用促進措置報告書(第9号様式) -----	22

第1号様式（第2条関係）

設置 変更 届出書		年 月 日			
(あて先) 長崎市長		届出者 住所 氏名 電話 (法人の場合は法人名及び代表者名)			
長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第10条の規定により次のとおり届け出ます。					
設置者	住所				
	氏名				
代理者	住所				
	氏名	設計者の氏名			
所在地	長崎市				
駐車 規模		広場式	建物式	機械式	計
	設置台数	台	台	台	台
	うち 車いす用	台	台		台
	うち 荷さばき用	台	台		台
	駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	二輪車等駐車施設	台			
	附置義務台数	台 (うち 車いす用 台、荷さばき用 台)			
管理者	住所				
	氏名				
敷地	地名地番				
	用途地域		駐車場整備地区指定の有無	□有 □無	
	都市再生緊急整備地域	□内 □外			
建築物	建物の名称		階 数	地上 階 地下 階	
	工事の種別	□新築 □増築 □用途変更		延べ面積 m ²	
建築物の延べ面積	届出部分	用 途	特 定 用 途	非 特 定 用 途	
		延べ面積	m ²	m ²	
	既存部分	用 途			
		延べ面積	m ²	m ²	
	建築年月日	年 月 日			
	※建築確認申請受付	年 月 日 第 号			
	※工事で工予定日	年 月 日	※工事完了予定日	年 月 日	
	※受付	年 月 日 第 号			

注 ※欄は記入しないでください。

1 附置義務駐車施設の台数算定表(その1)
(駐車整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の場合)

1 建築物の内容

用途地域	駐車場整備地区	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
------	---------	----------------------------	----------------------------

		用途毎の面積※1	共用部分⑥を各用途毎に面積按分した数値	合計
延べ面積	特定用途	百貨店その他の店舗	m ²	m ² …①
		事務所	m ²	m ² …②
		倉庫	m ²	m ² …③
		その他の特定用途	m ²	m ² …④
		非特定用途※2	m ²	m ² …⑤
上記2以上にわたる共用部分		m ² …⑥		
合計			m ² …⑦	

※1:各面積とも建物内の駐車場部分を除く。

※2:自動車の駐車需要を生じさせる程度の小さい用途で、特定用途以外の住宅、マンション、学校、寺社などをいう。

2 条例対象の判断

特定用途(①+②+③+④) = m²…⑧

上記の計算結果⑧>1,000m²ならば条例の対象

3 大規模逓減措置

事務所用途の延べ面積	0~10,000m ² の部分の面積	m ² ×1.0 =	m ²
	10,000~50,000m ² の部分の面積	m ² ×0.7 =	m ²
	50,000~100,000m ² の部分の面積	m ² ×0.6 =	m ²
	100,000m ² を超える部分の面積	m ² ×0.5 =	m ²
合計			m ² …⑨

4 建築用途別の附置義務台数の算出

1) 百貨店その他の店舗の用途

$$\text{①} \div 150 \text{ m}^2/\text{台} = \text{小数点以下第3桁を四捨五入} \dots \text{⑩}$$

2) その他の特定用途

$$\text{(③+④+⑨)} \div 250 \text{ m}^2/\text{台} = \text{小数点以下第3桁を四捨五入} \dots \text{⑪}$$

3) 合計

$$\text{⑩+⑪} = \dots \text{⑫}$$

5 中小規模建物の緩和の有無

建物の延べ面積 ⑦ m^2 $>$ $6,000 \text{ m}^2$
 $<$ $6,000 \text{ m}^2$

よって、中小規模建物の緩和措置 有 無

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{⑦})}{6,000 \text{ m}^2 \times \text{⑧} - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{⑦}} = \text{小数点以下第4桁を四捨五入} \dots \text{⑬}$$

6 附置義務全体台数の算出

5の緩和措置の対象の場合⑫×⑬ = 切り上げて …⑭

5の緩和措置の対象外の場合⑫ = 切り上げて …⑭

7 附置義務台数の緩和(低減措置)(百貨店その他の店舗の用途は対象外)

$$\text{低減措置の対象台数} = \text{⑭ 台} - \text{⑩ 台} = \text{台} \dots \text{⑮}$$

1) 公共交通利用促進措置 有

建物内に通勤する従業員の総数に対する自家用車等で通勤する従業員の通勤割合 = %

$$\text{低減措置A} = \text{⑮ 台} \times \text{ } \% = \text{小数点以下切り捨て 台} \dots \text{⑯}$$

2) 都市再生緊急整備地域内 有

$$\text{低減措置B} = \text{⑮ 台} \times \text{ } \% = \text{小数点以下切り捨て 台} \dots \text{⑰}$$

3) 二輪車等駐車施設の設置 有

二輪車等駐車施設の台数(幅0.8m以上、奥行き1.9m以上) = 台…⑱

$$\text{低減措置C} = \text{⑱ 台} / 5 = \text{小数点以下切り捨て 台} \dots \text{⑲}$$

$$\text{低減措置台数(⑯+⑰+⑲)} = \text{ } \text{台} \dots \text{⑳}$$

8 附置義務台数の算出(附置義務全体台数-低減措置台数)

$$\text{⑭ 台} - \text{⑳ 台} = \text{ } \text{台}$$

9 荷さばきのための駐車施設の附置義務対象の判断

特定用途(①+②+③+④) = m²…⑲

敷地面積 = m²

上記の計算結果⑲>2,000m²ならば条例の対象。ただし、敷地面積<1,000m²ならば条例の対象外

以上より荷さばきのための駐車施設の附置義務 有 無

10 建築用途別の荷さばきのための駐車施設の附置義務台数の算出

(1) 百貨店その他の店舗の用途に供する部分

$$\text{①} \div 3,000 \text{ m}^2/\text{台} = \text{小数点以下第3桁四捨五入} \dots \text{㉑}$$

(2) 事務所の用途に供する部分

$$\text{⑨} \div 5,000 \text{ m}^2/\text{台} = \text{小数点以下第3桁四捨五入} \dots \text{㉒}$$

(3) 倉庫の用途に供する部分

$$\text{③} \div 1,500 \text{ m}^2/\text{台} = \text{小数点以下第3桁四捨五入} \dots \text{㉓}$$

(4) その他の特定用途部分

$$\text{④} \div 4,000 \text{ m}^2/\text{台} = \text{小数点以下第3桁四捨五入} \dots \text{㉔}$$

(5) 合計

$$\text{㉑+㉒+㉓+㉔} = \text{ } \dots \text{㉕}$$

11 荷さばきのための駐車施設の中小規模建物の緩和の有無

建物の延べ面積(駐車部分を除く) ⑦ m^2 $>$ $6,000 \text{ m}^2$
 $<$ $6,000 \text{ m}^2$

よって、中小規模建物の緩和措置 有 無

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{⑦}}{2 \times \text{⑦}} = \text{小数点以下第3桁を四捨五入} \dots \text{㉖}$$

12 附置義務全体台数のうち荷さばきのための駐車施設の附置義務台数

10の緩和措置の対象の場合⑲×㉖ = 切り上げて 台

10の緩和措置の対象外の場合⑲ = 切り上げて 台

13 「駐車ますの大きさ」及び「車いす利用者等のための駐車スペースの確保」

1台当たりの駐車スペースは2.3m×5.0m以上としてください。ただし、車いす利用者等用は3.5m×5.0m以上、荷さばきのための駐車スペースは3.0m×7.7m以上であり下の高さ3.0m以上としてください。

また、車いす利用者等用は附置義務対象のすべての建築物に1台以上設置してください。

附置義務駐車施設の台数算定表(その2)
 (周辺地区の場合)

1 建築物の内容

用途地域	
------	--

		用途毎の面積※1	共用部分⑥を各用途毎に面積按分した数値	合計
延べ面積	特定用途	百貨店その他の店舗	m ²	m ² …①
		事務所	m ²	m ² …②
		倉庫	m ²	m ² …③
		その他の特定用途	m ²	m ² …④
		非特定用途※2	m ²	m ² …⑤
上記2以上にわたる共用部分		m ² …⑥		
合計		m ² …⑦		

※1:各面積とも建物内の駐車場部分を除く。

※2:自動車の駐車需要を生じさせる程度の小さい用途で、特定用途以外の住宅、マンション、学校、寺社などをいう。

2 条例対象の判断

特定用途(①+②+③+④) = m²…⑧

上記の計算結果⑧>2,000m²ならば条例の対象

3 大規模減措置

事務所用途の延べ面積	0~10,000m ² の部分の面積	m ² ×1.0 =	m ²
	10,000~50,000m ² の部分の面積	m ² ×0.7 =	m ²
	50,000~100,000m ² の部分の面積	m ² ×0.6 =	m ²
	100,000m ² を超える部分の面積	m ² ×0.5 =	m ²
	合計		m ² …⑨

4 建築用途別の附置義務台数の算出

1) 百貨店その他の店舗の用途

①÷ 250 m²/台 = 小数点以下第3桁を四捨五入 …⑩

2) その他の特定用途

(③+④+⑨)÷ 250 m²/台 = 小数点以下第3桁を四捨五入 …⑪

3) 合計

⑩+⑪ = …⑫

5 中小規模建物の緩和の有無

建物の延べ面積(駐車場部分を除く) ⑦ m² > 6,000 m²

よって、中小規模建物の緩和措置 有 無

緩和係数 = 1 - $\frac{6,000m^2 - ⑦}{2 \times ⑦}$ = 小数点以下第4桁を四捨五入 …⑬

6 附置義務全体台数の算出

5の緩和措置の対象の場合⑩×⑬ = 切り上げて 台 …⑭
 5の緩和措置の対象外の場合⑩ = 切り上げて 台 …⑮

7 附置義務台数の緩和(低減措置)(百貨店その他の店舗の用途は対象外)

低減措置の対象台数 = 台 - 台 = 台 …⑯

1) 公共交通利用促進措置 有

建物内に通勤する従業員の総数に対する自家用車等で通勤する従業員の通勤割合 = %

低減措置A = 台 × % = 小数点以下切り捨て 台 …⑰

2) 都市再生緊急整備地域内 有

低減措置B = - 台 × % = 小数点以下切り捨て 台 …⑱

3) 二輪車等駐車施設の設置 有

二輪車等駐車施設の台数(幅0.8m以上、奥行き1.9m以上) = 台 …⑲

低減措置C = 台 / 5 = 小数点以下切り捨て 台 …㉑

低減措置台数(⑰+⑱+㉑) = 台 …㉒

8 附置義務台数の算出(附置義務全体台数-低減措置台数)

台 - 台 = 台

9 荷さばきのための駐車施設の附置義務対象の判断

特定用途(①+②+③+④) = m²…⑲

敷地面積 = m²

上記の計算結果⑲>3,000m²ならば条例の対象。ただし、敷地面積<1,000m²ならば条例の対象外

以上より荷さばきのための駐車施設の附置義務 有 無

10 荷さばきのための駐車施設の附置義務台数の算出

(1) 特定用途に供する部分

(①+③+④+⑨) ÷ 5,000m²/台 = 小数点以下第3桁四捨五入 …⑳

11 荷さばきのための駐車施設の中小規模建物の緩和の有無

建物の延べ面積(駐車場部分を除く) ⑦ m² > 6,000 m²

よって、中小規模建物の緩和措置 有 無

緩和係数 = 1 - $\frac{6,000m^2 - ⑦}{⑦}$ = 小数点以下第3桁を四捨五入 …㉑

12 附置義務全体台数のうち荷さばきのための駐車施設の附置義務台数

11の緩和措置の対象の場合㉑×⑳ = 切り上げて 台

11の緩和措置の対象外の場合㉑ = 切り上げて 台

13 「駐車スペースの確保」及び「車いす利用者等のための駐車スペースの確保」

1台当たりの駐車スペースは2.3m×5.0m以上としてください。ただし、車いす利用者等用は3.5m×5.0m以上、荷さばきのための駐車スペースは3.0m×7.7m以上であり下の高さ3.0m以上としてください。また、車いす利用者等用は附置義務対象のすべての建築物に1台以上設置してください。

第3号様式（第4条関係）

附置駐車施設 設置 変更 特例承認申請書		年 月 日				
(あて先) 長崎市長						
申請者 住所 氏名 電話 (法人の場合は法人名及び代表者名)						
次のとおり、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第11条		第1項 第2項				
に基づき、駐車施設を 設置 したいので、承認くださるよう申請します。 変更						
① 駐 車 施 設	所在地	長崎市				
	権利関係	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	設置 規 模		広 場 式	建 物 式	機 械 式	計
		設置台数	台	台	台	台
		うち車いす用	台	台		台
うち荷さばき用		台	台		台	
駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²		
使用承諾者	住所					
	氏名					
② 建 築 物	敷地	地名地番				
		用途地域		駐車場整備地区 指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	建物の名称		階 数	地上 階 地下 階		
	工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更			延べ面積	m ²
	建築物の用途別の延べ面積	届出部分	用 途	特 定 用 途		非 特 定 用 途
			延べ面積	m ²		m ²
		既存部分	用 途			
			延べ面積	m ²		m ²
			建築年月日	年 月 日		
	※建築確認申請受付		年 月 日 第 号			
※工事着工予定日		年 月 日		※工事完了予定日 年 月 日		
申請の理由						
受 付		年 月 日 第 号				

注1 ※欄は記入しないでください。

注2 駐車施設の権利関係を証するための書類（登記事項証明書等）を添付してください。

第4号様式（第4条関係）

<p>附置駐車施設使用承諾書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）長崎市長</p> <p style="text-align: right;">承諾者 住所 氏名 電話 （法人の場合は法人名及び代表者名）</p> <p>次のとおり駐車施設を使用することを承諾いたします。</p>							
①承諾者 （駐車施設の所有者）		住所					
		氏名					
②駐 車 施 設		所在地	長崎市				
設置規模		広場式	建物式	機械式	計		
	設置台数	台	台	台	台		
	うち 車いす用	台	台		台		
	うち 荷さばき用	台	台		台		
	駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²		
管理者		住所					
		氏名					
③使用 者		住所					
		氏名					
④建 築 物	敷地	地名地番					
		用途地域		駐車場整備地区 指定の有無	□有 □無		
	建物の名称			階 数	地上 地下	階 階	
	工事の種別		□新築 □増築 □用途変更	延べ面積	m ²		
	建築物の用途別の延べ面積		特 定 用 途		非 特 定 用 途		
			届出部分	用 途			
				延べ面積	m ²		m ²
			既存部分	用 途			
	延べ面積	m ²			m ²		
			建築年月日	年 月 日			
※建築確認申請受付		年 月 日		第 号			
※工事着工予定日		年 月 日	※工事完了予定日		年 月 日		
※受付		年 月 日		第 号			

注 ※欄は記入しないでください。

第6号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名
電話

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第12条第2項に規定する公共交通利用促進措置に関する計画の承認を受けたいので次のとおり申請します。

建築物	名称		
	所在地		
	建築物床面積	特定用途部分	その他の部分
		m ²	m ²
	(a) 必要附置台数	台	
実施内容	公共交通利用促進措置		緩和率 (該当項目に○)
	従業員に対する公共交通機関の利用促進	自家用車等での通勤割合が20%以下	20%
		自家用車等での通勤割合が30%以下	10%
	(b) 緩和台数		台
	低減後の必要附置台数 (a) - (b)		台
	建築物使用開始予定年月日	年 月 日	
特記事項 (変更の場合は変更内容の詳細を記入)			

注1 通勤者に対する公共交通機関の利用促進に資する措置の内容が確認できる書類を添付すること

第8号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置廃止届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所

氏 名

電 話

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物	名 称	
	所 在 地	
認定通知	通知年月日	年 月 日
	通知番号	第 号
公共交通利用促進措置 廃止予定年月日		年 月 日
廃止の理由		

第9号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置報告書

年 月 日

(あて先) 長崎市長 宛

報告者 住所
氏名
電話

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第12条第4項の規定により、公共交通利用促進措置に係る実施状況について、次のとおり報告します。

建築物	名 称		
	所 在 地		
承認通知	通知年月日		年 月 日
	通知番号		第 号
実施内容	公共交通利用促進措置		緩和率 (該当項目に○)
	従業員に対する公共交通機関の利用推進	自家用車等での通勤割合が 20パーセント以下	20%
		自家用車等での通勤割合が 30パーセント以下	10%
緩和台数			台
低減後の必要附置台数			台
特記事項			

注 通勤者の総数に対する自家用自動車通勤者の総数の割合が確認できる書類を添付すること

3 参考資料

- (1) 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例----- 24～31
- (2) 長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則----- 32～48

○長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

平成5年3月29日

条例第4号

沿革 昭和45年10月条例第36号

改正 平成13年6月29日条例第22号

令和4年12月20日条例第47号

令和5年3月23日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における駐車施設の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(周辺地区)

第3条 法第20条第2項に規定する周辺地域内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域を除く市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域をいう。）内で、市長が指定する区域とする。

2 市長は、周辺地区を指定し、又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次の表の（ア）の項に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の延べ面積が、同表の（イ）の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の（ウ）の項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表の（エ）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下この条及び次条において同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の（オ）の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区
(イ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル

(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗を除く。）に供する部分	特定用途に供する部分
(エ)	150平方メートル	250平方メートル	
(オ)	1－（（1,000平方メートル×（6,000平方メートル－建築物の延べ面積））／（6,000平方メートル×（ウ）の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分の延べ面積－1,000平方メートル×建築物の延べ面積））		1－（（6,000平方メートル－建築物の延べ面積）／（2×建築物の延べ面積））
備考 （ウ）の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。			

（平13条例22・令4条例47・令5条例20・一部改正）

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第5条 次の表の（ア）の項に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の延べ面積が、同表の（イ）の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数のうち、同表の（ウ）の項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表の（エ）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の（オ）の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が1,000平方メートルに満たない場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置によりこの条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区
(イ)	2,000平方メートル			3,000平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除
				特定用途に供する部分

				く。)に供する部分	
(エ)	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	5,000平方メートル
(オ)	1 - ((6,000平方メートル - 建築物の延べ面積) / (2 × 建築物の延べ面積))				1 - ((6,000平方メートル - 建築物の延べ面積) / (建築物の延べ面積))
備考	(ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。				

(平13条例22・追加)

(大規模な事務所の特例に係る大規模減)

第6条 前2条の規定にかかわらず、延べ面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の延べ面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の延べ面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の延べ面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなして、これらの規定を適用する。

(平13条例22・旧第5条繰下・一部改正)

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第7条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定用途に供する部分が増加することとなるものために法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなした場合において前3条の規定を適用したときに附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなした場合においてこれらの規定を適用したときに附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(当該増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、当該増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならなかつた最小の規模の駐車施設の駐車台数を超えているときは、その超えている分の台数を控除する。)以上の規模を有する駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければ

ならない。

(平13条例22・旧第6条線下・一部改正)

(建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合)

第8条 建築物の敷地が、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域、周辺地区又はこれら以外の地域内のいずれかの2以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第4条から前条までの規定を適用する。

(平13条例22・旧第7条線下・一部改正)

(駐車施設の規模等)

第9条 第4条、第6条及び第7条の規定により附置しなければならない駐車施設は、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとし、自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、建築物に附置すべき駐車施設のうち、少なくとも1台分については、当該駐車施設へ通ずる歩行者等の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設置される車いす使用者等(車いすを使用する者その他の歩行が困難な者をいう。)が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものと市長が認めるものについては、適用しない。

4 第5条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設は、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとし、自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上としなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(平13条例22・旧第8条線下・一部改正、令4条例47・一部改正)

(届出)

第10条 第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置しようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知をする前に、当該駐車施設の位置、規模、構造等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(平13条例22・旧第9条繰下・一部改正)

(駐車施設の設置場所に係る附置の特例)

第11条 第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設置したときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

2 第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、建築物の周辺の交通事情、土地利用等の状況により、2以上の建築物の駐車施設を合わせて設置することが合理的であると認められる場合において、市長が別に定める規模以上の駐車施設を設置したときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

3 前2項の規定により駐車施設を設置しようとする者は、前条の規定による届出をする前に、当該駐車施設の位置、規模、構造等について、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(平13条例22・旧第10条繰下・一部改正、令4条例47・一部改正)

(公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例)

第12条 第4条及び第7条の規定により駐車施設を附置すべき者が、建築物（百貨店その他の店舗の用途に供する部分のある建築物を除く。以下「特定建築物」という。）に通勤する者に対し、公共交通機関の利用促進に資する措置（以下「公共交通利用促進措置」という。）を講ずる場合は、市長が別に定めるところにより、当該特定建築物に附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、あらかじめ、公共交通利用促進措置に関する計画を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた同計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定による承認を受けた者が、公共交通利用促進措置の全部又は一部を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

4 第2項の規定による承認を受けた者は、市長が別に定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。

5 市長は、第2項の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。

(2) 第2項後段の規定に違反したとき。

(3) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 第3項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された者は、第4条及び第7条の規定に適合するように駐車施設を設けなければならない。

(令4条例47・追加)

(都市再生緊急整備地域に係る駐車施設の附置の特例)

第13条 第4条及び第7条の規定により駐車施設を附置しなければならない特定建築物の敷地が、都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域をいう。）の区域内にある場合は、市長が別に定めるところにより、当該特定建築物に附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

(令4条例47・追加)

(二輪車等駐車施設を設置する場合の駐車施設の附置の特例)

第14条 第4条及び第7条の規定により駐車施設を附置しなければならない特定建築物の敷地内に二輪車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。）のための駐車施設を設置する場合は、市長が別に定めるところにより、当該特定建築物に附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

(令4条例47・追加)

(適用除外)

第15条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は用途変更をしようとする者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

2 新たに駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第4条から第7条までの規定にかかわらず、当該地区又は地域の指定前の例による。

(平13条例22・旧第11条繰下・一部改正、令4条例47・旧第12条繰下)

(駐車施設の管理)

第16条 第4条から第7条までの規定により附置された駐車施設（第11条第1項又は第2項の規定により建築物又は建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

ならない。

(平13条例22・旧第12条繰下・一部改正、令4条例47・旧第13条繰下)

(立入検査等)

第17条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平13条例22・旧第13条繰下、令4条例47・旧第14条繰下)

(措置命令)

第18条 市長は、第4条から第7条まで、第9条又は第16条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(平13条例22・旧第14条繰下・一部改正、令4条例47・旧第15条繰下・一部改正)

(罰則)

第19条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかつた者は、500,000円以下の罰金に処する。

2 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。

3 第10条の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

(平13条例22・旧第15条繰下・一部改正、令4条例47・旧第16条繰下・一部改正)

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

(平13条例22・旧第16条繰下、令4条例47・旧第17条繰下)

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平13条例22・旧第17条繰下、令4条例47・旧第18条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定は、平成5年10月1日以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者から適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年6月29日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定は、平成14年1月1日以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者から適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年12月20日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者から適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月23日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

○長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

平成5年3月31日

規則第23号

沿革 昭和46年4月規則第18号

改正 平成12年12月28日規則第146号

平成13年6月29日規則第76号

平成17年5月10日規則第78号

平成20年1月18日規則第5号

平成25年1月25日規則第1号

令和3年3月31日規則第37号

令和5年3月31日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(平成5年長崎市条例第4号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出等)

第2条 条例第10条の規定による届出は、附置駐車施設／設置／変更／届出書(第1号様式)に、別表に掲げる図書(届け出た内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書)を添付して行うものとする。

2 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、附置駐車施設／設置／変更／受理書(第2号様式)に必要な事項を記載し、当該届出を行つた者に交付するものとする。

(平13規則76・一部改正、令5規則40・旧第4条繰上・一部改正)

(駐車施設の設置場所に係る附置の特例に関する基準)

第3条 条例第11条第2項に規定する市長が定める規模は、駐車台数10台以上とする。

(平13規則76・一部改正、令5規則40・旧第5条繰上・一部改正)

(駐車施設の設置場所に係る附置の特例の承認の申請)

第4条 条例第11条第3項の規定による承認を受けようとする者は、附置駐車施設／設置／変更／特例承認申請書(第3号様式)に、別表に掲げる図書(承認を受けた内容を変更しようとするときは、当該変更に係る図書)を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設の所有者が異なるときは、附置駐車施設使用承諾書(第4号様式)を添付しなければならない。

ない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、承認又は不承認の決定をしたときは、附置駐車施設／設置／変更／特例承認通知書（第5号様式）に、必要な事項を記載し、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（平13規則76・一部改正、令5規則40・旧第6条繰上・一部改正）

（公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例）

第5条 条例第12条第1項の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、次の各号に掲げる建築物（百貨店その他の店舗の用途に供する部分のある建築物を除く。）に通勤する者（以下「通勤者」という。）の総数に対する自家用自動車通勤する通勤者の総数の割合（当該割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）に応じ、それぞれ当該各号に定める台数とする。

- (1) 20パーセント以下 条例第4条及び第7条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数（以下「基準台数」という。）に0.2を乗じて得た台数（当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）
- (2) 21パーセント以上30パーセント以下 基準台数に0.1を乗じて得た台数（当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）

（令5規則40・追加）

（公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例に係る手続）

第6条 条例第12条第2項の規定による承認を受けようとする者は、公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書（第6号様式）に通勤者に対する公共交通機関の利用促進に資する措置の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、承認の決定をしたときは、公共交通利用促進措置計画（変更）承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。
- 3 条例第12条第3項の規定による届出は、公共交通利用促進措置廃止届出書（第8号様式）によるものとする。
- 4 条例第12条第4項の規定による報告は、毎年2月1日から3月31日までの間に、公共交通利用促進措置報告書（第9号様式）に通勤者の総数に対する自家用自動車通勤する通勤者の総数の割合が確認できる書類を添えて提出することにより行うものとする。

（令5規則40・追加）

（都市再生緊急整備地域に係る駐車施設の附置の特例）

第7条 条例第13条の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、基準台数に0.1乗

じて得た台数(当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数)とする。

(令5規則40・追加)

(二輪車等駐車施設を附置する場合の駐車施設の附置の特例)

第8条 条例第14条の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、設置する二輪車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。))をいう。以下この条において同じ。)のための駐車施設(二輪車等の駐車のために供する部分の規模が、駐車台数1台につき幅0.8メートル以上、奥行1.9メートル以上の駐車施設に限る。)の台数を5で除して得た台数(当該台数に1台未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数)とする。

(令5規則40・追加)

(身分証明書)

第9条 条例第17条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第10号様式)とする。

(平13規則76・一部改正、令5規則40・旧第7条線下・一部改正)

(措置命令書)

第10条 条例第18条第2項に規定する措置命令書は、第11号様式とする。

(平13規則76・一部改正、令5規則40・旧第8条線下・一部改正)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令5規則40・旧第9条線下)

附 則

(施行期日)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第146号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年6月29日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年5月10日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年1月18日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 1 月25日規則第 1 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条及び第10条の規定（長崎市地域生活支援事業実施規則別表第 1 の改正規定を除く。） 平成25年 4 月 1 日

附 則（令和 3 年 3 月31日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月31日規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第 2 条、第 4 条関係）

（平12規則146・平13規則76・令 5 規則40・一部改正）

	図書	縮尺	明示すべき事項
建築物	付近見取図		方位、道路、目標となる物件、位置及び第6条の申請にあつては駐車施設との距離
	配置図	200分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び届出又は承認に係る建築物と他の建築物との別、駐車場整備地区及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の境界線並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
駐車	配置図	200分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、規模、駐車施設の内

施設			外の車路及びその幅員、当該車路が道路に接する 出入口部分並びに駐車施設の周辺の道路の状況
	各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外 の車路及びその幅員

備考 条例第9条第3項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設である場合は、当該装置の仕様を示した図面及び国土交通大臣の認定を証する書類の写しを添付しなければならない。

第1号様式 (第2条関係)

設置 変更 届出書 年 月 日											
(あて先) 長崎市長											
届出者 住所 氏名 電話 (法人の場合は法人名及び代表者名)											
長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第10条の規定により次のとおり届け出ます。											
設置者		住所									
		氏名									
代理者		住所									
		氏名						設計者の氏名			
所在地		長崎市									
駐車施設	設置規模			広場式	建築物式	機械式	計				
		設置台数		台	台	台	台				
		うち 車いす用		台	台		台				
		うち 荷さばき用		台	台		台				
		駐車ます面積		m ²	m ²	m ²	m ²				
		二輪車等駐車施設		台							
		附置義務台数		台 (うち 車いす用 台、荷さばき用 台)							
管理者		住所									
		氏名									
敷地	地名地番										
	用途地域	都市再生緊急整備地域			□内 □外		駐車場整備地区指定の有無	□有 □無			
建築物	建物の名称					階数	地上	地下	階階		
	工事の種別	□新築 □増築 □用途変更				延べ面積	m ²				
建築物	建築物の用途別の延べ面積	届出部分	用途	特定用途		非特定用途					
			延べ面積	m ²		m ²					
	既存部分	用途									
		延べ面積	m ²		m ²						
建築年月日		年 月 日									
建築確認申請受付		年 月 日 第 号									
工事着工予定日		年 月 日				工事完了予定日		年 月 日			
受付		年 月 日 第 号									

第2号様式 (第2条関係)

設置 変更 附置駐車施設 受理書						年 月 日	
様						長崎市長 印	
長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第10条の規定による届出を次のとおり受理します。							
設置者	住所						
	氏名						
代理者	住所						
	氏名				設計者の氏名		
	所在地 長崎市						
駐車施設	設置規模	所在地		広場式	建物式	機械式	計
		設置台数	台	台	台	台	
		うち 車いす用	台	台		台	
		うち 荷さばき用	台	台		台	
		駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	二輪車等駐車施設		台				
附置義務台数		台 (うち 車いす用 台、荷さばき用 台)					
管理者	住所						
	氏名						
敷地	地名地番						
	用途地域		都市再生緊急整備地域		□内 □外	駐車場整備地区指定の有無	□有 □無
建築物	建物の名称				階数	地上階 地下階	
	工事の種別		□新築 □増築 □用途変更		延べ面積	m ²	
	建築物の用途別の延べ面積	届出部分	用途		特定用途	非特定用途	
			延べ面積		m ²	m ²	
		既存部分	用途				
			延べ面積		m ²	m ²	
	建築年月日		年 月 日				
	建築確認申請受付		年 月 日		第 号		
	工事着工予定日		年 月 日		工事完了予定日 年 月 日		
	受付		年 月 日		第 号		
備考							

第3号様式 (第4条関係)

附置駐車施設 設置 変更 特例承認申請書		年 月 日					
(あて先) 長崎市長							
申請者 住所 氏名 電話 (法人の場合は法人名及び代表者名)							
次のとおり、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第11条 第1項 の規定 に基づき、駐車施設を 設置 したいので、承認くださるよう申請します。 変更							
① 駐 車 施 設	所在地	長崎市					
	権利関係	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	設置規模		広場式	建物式	機械式	計	
		設置台数	台	台	台	台	
		うち車いす用	台	台		台	
うち荷さばき用		台	台		台		
駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²			
使用承諾者	住所						
	氏名						
② 建 築 物	敷地	地名地番					
	用途地域		駐車場整備地区 指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
建築物	建築物の名称		階数	地上 階 地下 階			
	工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更		延べ面積	m ²		
	建築物の用途別の延べ面積	届出部分	用途				
			延べ面積	m ²		m ²	
		既存部分	用途				
			延べ面積	m ²			m ²
	建築年月日	年 月 日					
建築確認申請受付	年 月 日 第 号						
工事着工予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日				
申請の理由							
受付		年 月 日 第 号					

第4号様式(第4条関係)

附置駐車施設使用承諾書						
(あて先)長崎市長		年 月 日				
		承諾者 住所 氏名 電話 (法人の場合は法人名及び代表者名)				
次のとおり駐車施設を使用することを承諾いたします。						
①	承 諾 者 (駐 車 施 設 の 所 有 者)	住所				
		氏名				
②	所 在 地	長崎市				
駐 置 車 規 模 設	設 置 台 数	広 場 式	建 物 式	機 械 式	計	
	うち車いす用	台	台	台	台	
	うち荷さばき用	台	台		台	
	うち荷さばき用	台	台		台	
	駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
管 理 者	住所					
		氏名				
③	使 用 者	住所				
		氏名				
敷 地 建 築 物	敷 地 名 地 番					
	地 用 途 地 域			駐 車 場 整 備 地 区 指 定 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	建 物 の 名 称			階 数	地 上 地 下 階 階	
	工 事 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更		延べ面積	m ²	
	建 築 物 の 延 べ 面 積	届出 部分	用 途	特 定 用 途		非 特 定 用 途
			延べ面積	m ²	m ²	
		既存 部分	用 途			
			延べ面積	m ²	m ²	
	※ 建築確認申請受付		年 月 日 第			
	※ 工事着工予定日		年 月	※ 工事完了予定日		年 月 日
※ 受 付		年 月 日 第				

注 ※欄は記入しないでください。

第5号様式 (第4条関係)

附置駐車施設 設置 変更 特例承認通知書		年 月 日					
様		長崎市長 印					
年 月 日に申請のあった駐車施設の設置 変更		承認する 承認しない					
について、次のとおり 承認することに決定し たので通知します。							
① 駐 車 施 設	所在地	長崎市					
	権利関係	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	設置規模		広場式	建物式	機械式	計	
		設置台数	台	台	台	台	
		うち 車いす用	台	台		台	
		うち 荷さばき用	台	台		台	
駐車ます面積	m ²	m ²	m ²	m ²			
使用承諾者	住所 氏名						
② 敷 地	地名地番						
	用途地域		駐車場整備地区指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
③ 建 築 物	建物の名称		階数	地上 階 地下 階			
	工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更		延べ面積	m ²		
	建築物の用途別の延べ面積	届出部分	用途				
			延べ面積	m ²		m ²	
		既存部分	用途				
			延べ面積	m ²			m ²
	建築年月日	年 月 日					
建築確認申請受付	年 月 日 第 号						
工事中工予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日				
理由							
受付	年 月 日 第 号						

第6号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所
氏名
電話

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第12条第2項に規定する公共交通利用促進措置に関する計画の承認を受けたいので次のとおり申請します。

建築物	名 称		
	所 在 地		
	建築物床面積	特定用途部分	その他の部分
		㎡	㎡
(a) 必要附置台数	台		
実施内容	公共交通利用促進措置		緩和率 (該当項目に○)
	従業員に対する公共交通機関の利用促進	自家用車等での通勤割合が20%以下	20%
		自家用車等での通勤割合が30%以下	10%
(b) 緩和台数			台
低減後の必要附置台数 (a) - (b)			台
建築物使用開始予定年月日		年	月 日
特記事項 (変更の場合は変更内容の詳細を記入)			

第7号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置計画（変更）承認通知書

年 月 日

様

長崎市長



年 月 日付で申請された公共交通利用促進措置計画（変更）については、次のとおり承認します。

建築物	名 称			
	所 在 地			
	建築物床面積	特定用途部分	その他の部分	
			㎡	㎡
	(a) 必要附置台数	台		
実施内容	公共交通利用促進措置		緩和率 (該当項目に○)	
	従業員に対する公共交通機関の利用促進	自家用車等での通勤割合が20%以下	20%	
		自家用車等での通勤割合が30%以下	10%	
	(b) 緩和台数			台
低減後の必要附置台数 (a) - (b)			台	
建築物使用開始予定年月日		年 月 日		
特記事項				

第8号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置廃止届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所

氏 名

電 話

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物	名 称	
	所 在 地	
認定通知	通知年月日	年 月 日
	通知番号	第 号
公共交通利用促進措置 廃止予定年月日		年 月 日
廃止の理由		

第9号様式（第6条関係）

公共交通利用促進措置報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長 宛

報告者 住所
氏名
電話

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第12条第4項の規定により、公共交通利用促進措置に係る実施状況について、次のとおり報告します。

建築物	名 称		
	所 在 地		
承認通知	通知年月日		年 月 日
	通知番号		第 号
実施内容	公共交通利用促進措置		緩和率 (該当項目に○)
	従業員に対する公共交通機関の利用推進	自家用車等での通勤割合が 20パーセント以下	20%
		自家用車等での通勤割合が 30パーセント以下	10%
緩和台数			台
低減後の必要附置台数			台
特記事項			

第10号様式(第9条関係)

(表面)

契 印	写真 貼付
契 印	
第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第17条の 規定により立入検査等を行う者であることを証明します。	
年 月 日	
長崎市長	印

(裏面)

長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(抄)

(立入検査等)

第17条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第11号様式(第10条関係)

第 号 年 月 日
措 置 命 令 書
住所 氏名 (法人の場合は、法人名及び代表者名)
長崎市長 印
次の建築物は、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第 条の規定に違反していますので、同条例第18条の規定により次の措置をとることを命じます。
1 建築物の所在地
2 建築物の用途及び規模
1 措 置
2 理 由

第1号様式（第2条関係）

（令5規則40・全改）

第2号様式（第2条関係）

（令5規則40・全改）

第3号様式（第4条関係）

（令5規則40・追加）

第4号様式（第4条関係）

（平13規則76・令3規則37・一部改正、令5規則40・旧第3号様式繰下・一部改正）

第5号様式（第4条関係）

（令5規則40・追加）

第6号様式（第6条関係）

（令5規則40・追加）

第7号様式（第6条関係）

（令5規則40・追加）

第8号様式（第6条関係）

（令5規則40・追加）

第9号様式（第6条関係）

（令5規則40・追加）

第10号様式（第9条関係）

（平13規則76・一部改正、令5規則40・旧第4号様式繰下・一部改正）

第11号様式（第10条関係）

（平13規則76・一部改正、令5規則40・旧第5号様式繰下・一部改正）